

平成30年9月

## 平成30年8月30日からの大雨による災害救助法の適用について

株式会社ホープ少額短期保険

平成30年8月30日からの大雨により被害をうけられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。当社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆様に対し、以下のとおり「災害救助法適用時の特別措置」を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

### 記

「災害救助法適用時の特別措置」により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に保険料のお支払いを、災害救助法が適用された日から一定期間猶予させていただきます。

特別措置の適用をご希望のご契約者さまは、当社担当窓口または当社代理店までお申し出ください。

事故受付専用ダイヤル：0120-565-040（24時間365日対応）

当社担当窓口：0120-800-192

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日、弊社規程の休業日を除く）

災害救助法適用地域	法適用日
山形県 新庄市、最上郡最上町、最上郡 舟形町、最上郡 真室川町、最上郡 大蔵村、最上郡 鮭川村、最上郡 戸沢村	平成30年8月31日

以上